議長ノート第3部、附則C「モニタリング、報告、 CERsの認証及び発行」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、 ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

事業参加者によるモニタリング

- 1. モニタリングとは、事業参加者による事業の活動状況に関するデータの収集である。モニタリングは、クリーン開発メカニズムの事業活動に対して認められた事業の範囲について、発生源による追加的な排出の削減及び/または吸収源による除去の強化を計算するために十分なものでなければならない。
- 2.事業の参加者は、運営組織が当該事業の登録について最初の評価を実施できるように、モニタリング計画を運営組織へ提出することが義務づけられる。この計画には下記を含める。
 - a) モニタリングを担当する組織の名称。
 - b) モニタリングで入手されるデータ。
 - c) 使用されるサンプリング方法及びモニタリング機器を含んだデータ収集の方法。
 - d) モニタリングの頻度。
 - e) 事業ケースとベースラインケースについて排出及び/または除去を更新するための、 モニタリングデータ及びその他の情報の使用方法。
 - f) モニタリングの方法に関する品質保証と品質管理の規定。
 - g) 提案するモニタリング方法の精密度、正確度、信頼性、適時性の評価。
 - h) CERs の計算を認証する際に使用されるいかなる数式提案。
- 3. 事業参加者は、事業の登録段階で認められたモニタリング計画に従って、当該事業の活動 状況に関するモニタリングを確保する。
- 4.発生源による排出及び/または吸収源による除去の二酸化炭素換算数量を計算するために 使用される地球温暖化係数は、「気候変動に関する政府間パネル」が採用し、締約国会議 第3回会合で合意されたもの、またはその後第5条に基づいて改訂されたものとする。

事業参加者による報告

5.事業参加者は運営組織に対して定期的に、承認されたベースラインと同じ範囲内で発生源による温室効果ガス排出削減及び/または吸収源による除去の強化に関連する事業データを含む、事業のモニタリングの結果について報告する。

6.事業参加者は運営組織に対して、クリーン開発メカニズムの事業活動について承認された ベースラインと対比して計算された、発生源による排出の削減及び/または吸収源による 除去の強化の見通しについて報告する。

7.(報告フォーマット)

認証

- 8. 認証とは、特定のクリーン開発メカニズムの事業活動で実際に生じた発生源による排出の削減及び/または吸収源による除去の強化について、運営組織が検討と決定を行うことである。
- 9. 認証手続きを実施する際に運営組織は下記を行う。
 - (a) 事業参加者によって提供された文書が承認された事業提案に従って提出されること が確保されるように、当該文書の適切性を審査する。
 - (b) 適当な場合には、発生源による排出の削減及び/または吸収源による除去の強化を確立するために、他の情報源からの追加データを使用する。
 - (c) 現地調査及び/または関係する事業参加者との面接を行う。また、上記(a) の審査で 追加的活動の必要性が立証された場合には専門的な技術を使用する。
 - (d) 上記(a) で使われるデータと情報及び、適当な場合には上記(b) 及び/または(c) で得られたデータと情報に基づいて、発生源による排出の削減及び/または吸収源による除去の強化を決定する。
- 10.認証手続きの初期段階で、運営組織は承認された方法と手続き及び承認された事業提案との適合性に関する懸念があればそれを明らかにし、その懸念に対処し追加的情報を提出できる事業参加者に対してその懸念に関する助言を行う。
- 11. 運営組織は事業参加者と理事会へ認証報告書を提出し、これを認証発行の根拠とする。

CERs の発行

- 12. CERs は、クリーン開発メカニズムの事業活動の結果として生じる、発生源による排出の 削減及び/または吸収源による除去の強化が認証された時点で発行される。
- 13. CERs は二酸化炭素換算 1 メータートンという標準化された単位で表記され、決議 2/CP.3 で定義された地球温暖化係数、またはその後第 5 条に従って改訂されたものを使って計算される。各 CER は附則 D に従って特定される。
- 14. CER s は、収益の一部が運営経費の支払いのために理事会へ提供され、また気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために適応化基金へ拠出された後ではじめて、事業参加者へ配分される。